

〈危険ドラッグ撲滅のための基本理念〉

# 危険ドラッグを

「売らせない」「持たない」「買わない」「もらわない」「使わない」

## 1 危険薬物撲滅特定地区と危険薬物撲滅活動協力員の指定

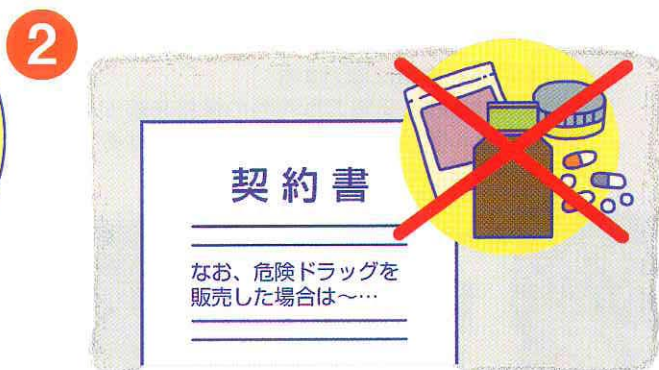
危険薬物の販売等を防止するため必要があると認める地域を「危険薬物撲滅特定地区」として指定し、また、特定地区の町会、商店会等の構成員の中から、危険薬物撲滅活動協力員を指定して、区と協力員は、危険薬物撲滅活動を推進していきます。



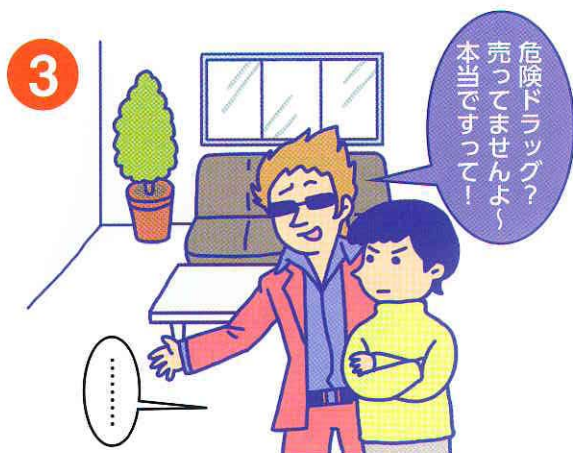
## 2 建物の提供者の責務



建物を提供するには、相手方に危険ドラッグを販売しないように約束させるよう留意する。



建物を提供の際の契約書に、危険ドラッグを販売した場合は、契約を解除することができる旨を定めるよう留意する。



提供している建物が危険ドラッグの販売等に使用されていないかを定期的に確認するよう留意する。



危険ドラッグの販売等による契約解除の定めがあり、指定薬物<sup>※</sup>の販売等を知った場合には、契約を解除し、明渡しの申入れをしなければなりません。

<sup>※</sup> 国、都で規制されている又は規制された危険ドラッグに限る。